

小山工業高等専門学校地域イノベーションサポートセンター規則

制 定 平成 20 年 4 月 1 日
最終改正 令和 8 年 9 月 9 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第 10 条第 2 項の規定に基づき、本校地域イノベーションサポートセンター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- 一 産学官連携に関すること。
- 二 地域企業等との技術相談に関すること。
- 三 共同研究、受託研究及び受託試験の実施に関すること。
- 四 地域企業等と連携した共同教育の促進支援に関すること。
- 五 研究の推進及び外部資金の獲得に関すること。
- 六 公開講座に関すること。
- 七 地域の教育文化活動及び生涯学習活動等の支援に関すること。
- 八 地域産業のイノベーションの推進及び人材育成に関すること。
- 九 学生の地域活動等の支援に関すること。
- 十 サテライト・キャンパスに関すること。
- 十一 センターの施設・設備の管理運営に関すること。
- 十二 その他センターが必要と認めること。

(部門)

第 3 条 センターに業務遂行のための組織として、次の部門を置く。

- 一 産学官連携部門
- 二 研究開発部門
- 三 教育文化活動支援部門

(重点研究推進チーム)

第 3 条の 2 センターに重点研究分野の研究を推進するための組織として、校長が定める分野ごとに重点研究推進チームを置くことができる。

(センター長)

第 4 条 センターに、地域イノベーションサポートセンター長（以下「センター長」という。）を置き、研究主事をもって充てる。

2 センター長は、第 2 条の業務を掌理する。

(副センター長)

第 5 条 センターに、地域イノベーションサポートセンター副センター長（以下「副センター長」という。）を置き、本校専任教員のうちから校長が指名する。

2 副センター長は、センター長を補佐するとともに、第 3 条に定める当該部門又は第 3 条の 2 に定める重点研究推進チームの業務を統括する。

3 副センター長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、重点研究推進チームの業務を統括する副センター長の任期は、2 年とすることができる。

(センター員)

第 6 条 センターの業務を円滑に行うために、次の各号に掲げる地域イノベーションサポートセンター員（以下「センター員」という。）を置く。

- 一 各学科及び一般科から各 1 名
- 二 総務課長
- 三 教育研究技術支援部技術長

四 教育研究技術支援部技術室第3グループ長

五 その他校長が必要と認めた者

- 2 センター員は、第2条に定める業務の企画立案及びその業務の遂行に当たる。
- 3 センター員の所属部門は、センター長が別に定める。
- 4 第1項第一号及び第五号のセンター員は、校長が指名する。
- 5 前項のセンター員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター職員)

第7条 センターに、センター担当の技術職員（以下「センター職員」という。）を置く。

- 2 センター職員は、センター長の指示を受けて第2条の業務を遂行する。

(設備担当者)

第8条 センター設備の安全運用及び保全管理を行うために設備ごとに設備担当者を置く。

- 2 設備担当者は、本校の専任教員のうちからセンター長が依頼する。

(運営委員会)

第9条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、小山工業高等専門学校地域イノベーションサポートセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 センターに関する事務は、総務課及び教育研究技術支援部の技術室第3グループが協力して行う。

(雑則)

第11条 センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校地域共同開発センター規則（平成15年4月1日）は廃止する。
- 3 小山工業高等専門学校地域連携室規則（平成13年5月1日）は廃止する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 9 日から施行する。